

改正前	改正後
<p>一関市制限付一般競争入札事務取扱要領（電子入札）</p> <p>様式第1号 制限付一般競争入札公告（電子入札） 1～4（略）</p> <p>5 入札参加資格 (1)～(2)（略） (3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を1に示した工事に配置できること。ただし、請負金額が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）以上の場合は専任で配置すること。 また、当該工事において、下請契約の総額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）以上となる場合は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を1に示した工事に専任で配置すること。ただし、監理技術者補佐を専任で配置する場合は、この限りでない。 ア～ウ（略） エ 監理技術者補佐にあつては、建設業法施行令第28条の規定に該当する者であること。 オ（略） (4)（略）</p> <p>6～11（略）</p>	<p>様式第1号 制限付一般競争入札公告（電子入札） 1～4（略）</p> <p>5 入札参加資格 (1)～(2)（略） (3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を1に示した工事に配置できること。ただし、請負金額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>9,000万円</u>）以上の場合は専任で配置すること。 また、当該工事において、下請契約の総額が<u>5,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）以上となる場合は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を1に示した工事に専任で配置すること。ただし、監理技術者補佐を専任で配置する場合は、この限りでない。 ア～ウ（略） エ 監理技術者補佐にあつては、建設業法施行令第29条の規定に該当する者であること。 オ（略） (4)（略）</p> <p>6～11（略）</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>別紙</u></p> <p><u>主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて</u></p> <p><u>主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについては、岩手県営建設工事における主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いに準ずるものとする。</u></p>

(1)～(8) (略)

(9) 法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者は、原則として配置予定技術者として申請できないこと。ただし、請負金額が4,000万円未満（建築は8,000万円未満）の専任を要しない工事で、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にある場合はこの限りでないこと。

4～10 (略)

(1)～(8) (略)

(9) _____

4～10 (略)